開読して施行せしむべし、とあり。此れを准け、遵依するを除くを欽む。欽遵するを除く外、合行に山南王の処に咨報し、一体に国に到るを蒙る。開読するに、大行皇帝、賓天す、とあり。此れ洪熙元年六月十七日、欽差の行人司行人陳資茂の勅諭を齎捧して

咨して施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。る使者謂慈渤也等の朝賀の船隻に就坐し、京に赴き進香せしむ。外、今、使者安丹結制等を遣わし、香五十斤を齎捧して今差去す

右、礼部に咨す

洪熙元年 (一四二五) 十二月十七日

香八十七斤半小、官報五十斤

通事梁報を差わす

注*この進香については『明実録』宣徳二年四月丙子の条に記事があ

(1) 中山王の咨 「該」から注(3) まで。

(2) 大行皇帝 ここでは永楽帝。

(3) 施行せしむべし 注 (1) の咨の終り。

(4)謂慈渤也 〔四三-〇二〕には謂慈浡也とある。

(5) 就坐 随行して乗る。

た旧港の人々の消息をたずね、交易を請う書簡

(一四二八、一〇、五) ・ 大だ到れるや否やを知らず。 (一四二八、一〇、五) ・ 大だ到れるや否やを知らず。 ・ 大だ到れるや否やを知らず。 ・ 大だ到れるや否やを知らず。 ・ 大だ到れるや否やを知らず。 ・ (一四二八、一〇、五) ・ 大だ到れるや否やを知らず。 ・ (一四二八、一〇、五)

今、本国の頭目実達魯等、小船一隻を駕使して磁器等の貨を装む、本国の頭目実達魯等、小船一隻を駕使して磁器等の貨を装むらん。今、礼物を将て後に開坐す。「望むらくは笑留せよ。所な備えて馳送し、少しく遠意を伸ぶ。万望むらくは笑留せよ。所を備えて馳送し、少しく遠意を伸ぶ。万望むらくは笑留せよ。所ながらん。今、礼物を将て後に開坐す。草字不宜。

今開す

素段五匹 鎖子甲二領

衮刀二柄 腰刀二柄

摺扇十把

宣徳三年 (一四二八) 十月初五日 書を奉る

注 <u>1</u> 旧港 他に国王咨〔四〇-〇六〕、執照〔四二-〇一〕がある。 れに拠る。なお、宣徳三年の旧港あて文書として、本文書の なる解釈を加えたもので、本巻の旧港に関わる注の多くはこ 科学紀要』二〇、昭和四十二年三月)は、これらに修正や異 初期のスマトラにおける華商社会」(『お茶の水女子大学人文 東恩納寛惇・安里延氏らの研究がある。和田久徳「十五世紀 旧港あての文書が十一通あり、これを対象とした小葉田淳・ 〔四三−○八〕注(2)旧港を参照。『歴代宝案』には

(2)永楽十九年の間より…乞わしむ 永楽十七年(応永二十六・ 出するが、「に於て」の意で、ある一定の時点をさす。 を参照。なお、「自永楽十九年間」の「より」は懷機文稿に多 通交貿易史の研究』(臨川書店、平成五年、四六五―四七二頁) 学雑誌』四三の八、昭和七年)や、小葉田淳『増補中世南島 頼した。この件の詳細については、関連の古文書を発見した 高柳光寿「応永年間に於ける南蛮船来航の文書について」(『史 渋川満頼が永楽十九年に琉球に回送して、本国への送還を依 一四一九)薩摩の阿多氏領内に来着した南蛮船を、九州探題

3 源道鎮 三年(一三九六)から二十六年までその任にあった。 州の官とはここでは足利幕府の九州探題で、渋川満頼は応 氏足利氏の流れをくみ、 渋川満頼。一三七二―一四四六年。渋川氏は清和源 満頼は出家して道鎮を名のった。九

> 施主烈智孫 旧港宣慰使に任命された広東出身の施進卿の子で、永楽二十 パヒト朝で用いられたāryaで、栄誉を意味するサンスクリッ 二年に宣慰使を襲職した(前掲和田論文)。 ト起源の語に由来する官爵。施済孫は、永楽五年に明朝から 智と済は字音の類似による)であろう。亜烈はジャワのマジャ 施亜烈済孫の誤写(主と亜は字形の相似により、

- $\widehat{5}$ 訳で、船主を意味する(前掲和田論文)。 ペルシャ語nā-khudāからきたマライ語nakhodaの音
- 6 国王 琉球国王。
- (7)巳に…乞う 暹羅に到着したらそこで転送をお願いする、 の
- 9 尺楮 実達魯等…遠意を伸ぶ 手紙。 〔四○-○六〕〔四二-○一〕を参照

8

 $\widehat{10}$ 草字不宣 草字は自己の字の謙称。不宣は友人間の手紙の末 尾に記す語で、十分に意を述べつくさない、の意。

1-43-05

皇帝より王相懐機への頒賜品の目録(一四二八、一〇、一三)

皇帝、 琉球国王相懐機に頒賜す

毬紋宝相花紅 匹

紵糸

織金胸背獅子紅一匹

注*この入貢については

『明実録』宣徳四年十月癸巳・十一月庚戌の

条に記事がある。

(1)歩馬結制 宣徳から正統年間にかけ、

しばしば中山王使を勤

めた。〔一六-○三〕および、その注(7)を参照のこと。

(一六-〇三)(一六-一七)などに、中山王の遣

宣徳三年(一四二八)十月十三日

2

永字号海船

船に用いられている永字号海船に同じか。

1-43-06 山南王他魯毎より礼部あて、進貢の事、附搭貨の事の咨

(一四二八、一二、一三)

琉球国山南王他魯毎、進貢等の事の為にす。

各件の事理を将て合行に開坐し移咨すべし。 施行せよ。 須

らく咨に至るべき者なり。

一件、進貢の事。今、使者歩馬結制等を遣わし、表文一通を齎

捧し、及び永字号海船一隻を駕して馬二十匹・硫黄三千斤を装載

し、京に赴き進貢せしむ。咨して施行を請う。

価鈔を給還するを賜わんことを。遠人をして利便なるを得しむる 件、番貨の事。所有の附搭の蘇木は、煩為乞わくは抽を免じ

右 礼部に咨す に庶からん。咨して施行を請う。

宣徳三年(一四二八)十二月十三日

咨

暗細花緑一匹 素緑一匹 素藍 素青一匹 匹匹

1-43-07

行在礼部より山南王他魯毎あて、大統暦を給賜する咨

琉球国山南王他魯毎、 進貢の事の為にす。

宣徳五年(一四三〇)六月二十七日、行在礼部の咨を准く。

日の事の為にす。

領して回還せしむる外、理として合に移咨して知会すべし。 うるあり。欽遵して本国の遣来せる使者歩馬結制等に給付し、収 欽依して宣徳五年の大統暦一百本を頒賜し、 琉球国山南王に与

琉球国山南王に給賜する大統暦一百本 黄綾面一本 して領受して施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

琉球国山南王に咨す

宣徳四年 (一四二九) 十一月十一日

- 455 -

暦2

(一四二九、一一、一一)

注(1)琉球国…准く この部分は文書の収録に際しての覚書きであ

(2)暦日の事の為にす これ以下が行在礼部の咨。

1-43-21 護送し、交易を請う書簡(一四三〇、一〇、一八)-43-21 王相懐機より三仏斉国旧港の僧亜剌呉あて、来琉した使者を08

琉球国王相懷機、端粛して書を三仏斉国旧港の僧亜刺呉 閣下

罕物を承恵し、并びに卑爵に奇物を賜うを蒙る。速やかに類進をれを蒙る。本国の人船、多く管待し買売を寛容し、貴国の奇異の本国の船隻に附搭して箋文・礼物を齎捧して彼に到るを蒙る。此宣徳四年(一四二九)六月内より、貴国の遣来せる財賦察陽等、

行う。

遵するを除く外、本より随即に遣船せんと欲するも、奈んせん船使して船を駕し護送して回国せしめよ、とあり。此れを敬む。敬し、好着しく管待し、就ち礼物を備えて速やかに回謝を行い、遣に感ず。看得するに、人船は又礼物を送る。便ち来使に衣服を賞茲に来使の啓見するに及び、王の令旨を敬奉するに、多く厚意茲に来使の啓見するに及び、王の令旨を敬奉するに、多く厚意

隻を欠きて以て延に至る。

後に開坐す。草字不宣。伏して照鑑を乞う。を寛容し、風信に赶趁して回国せしめんことを。今、礼物を将て煩念う。今、去く人、時に磁器等の物を装載す。煩為わくは買売拝謝して少しく遠意を伸ぶ。万望むらくは収納せよ。四海一家を来使の蔡陽泰を護送して回国せしむ。就ち尺楮を備えて前詣し、

今、特に正使歩馬結制等を遣わし礼物を管送して人船を領駕し、

今開ま

馬二匹 閃色段十匹

段五匹 羅三匹

宣徳五年(一四三〇)十月十八日 王相懐機

とも複数となっている。〔四三-一〇〕注(3)参照。複数にしたもので、旧港に関わる文書は、これ以後、受信・発信注*本文書は本目娘あての〔四三-〇九〕と同時に出された。受信者を

(『東南アジア研究』二十五巻二号、一九八七年)。 (『東南アジア研究』二十五巻二号、一九八七年)。 (『東南アジア研究』二十五巻二号、一九八七年)。 (『東南アジア研究』二十五巻二号、一九八七年)。

がレンバンに僑居する中国人集団が独自の勢力として出現すいでいる。一三九七年ごろまでに、それらの「三仏斉国」はしている。一三九七年ごろまでに、それらの「三仏斉国」はあった土着の勢力がともに三仏斉を名乗って朝貢したと説明あった土着の勢力がともに三仏斉を名乗って朝貢したと説明ま録』には「三仏斉国」の朝貢の記事が数度あらわれる。前実録』には「三仏斉国」の朝貢の記事が数度あらわれる。前別代に入って、洪武三年(一三七〇)よりの三十年間に『明明代に入って、洪武三年(一三七〇)よりの三十年間に『明

町の海抜は二、三メートルにすぎず、海岸からパレンバンまのあたりのムシ川北岸の僅かに高い土地を背にして町がある。 方へおよそ百キロほどさかのぼるとムシ川は湾曲して西へ向南東部の北岸に流れ出るムシ川河畔にある港市。海岸より南南東 パレンバンの中国式呼称。パレンバンは、スマトラ島

3

港が容易であった。(琉球船が入った季節)にはとりわけ海から奥地への船舶入でに満潮線を越える高さの土地はほんの僅かしかない。雨季

ラッカが勢力を確立して、旧港の地位は衰えたもののようで - 二三〕を最後に、施氏一族を指導者とする旧港の華僑社会の 四〕および同文書の注(2)を参照)。『歴代宝案』の〔四三 る(〔四三-○四〕注(1)和田論文を参照)。旧港の華僑は明 思われる施進卿が明によって「旧港宣慰使」に任命されて ぞれ来貢したが、鄭和の第一次出使の艦隊が旧港に寄港した 数千の華僑が居住しており、またこれと対立する陳祖義を中 旧港には、広東出身の梁道明を首領として広東・福建出身の の文書は特に重要な史料である。永楽三年(一四〇五)頃 実録』『瀛涯勝覧』などによって知られるが、宣徳三年(一四 パヒト朝)の圧力が及んだためか、と前掲の和田論文は指摘 ことは記録が残らない。パレンバン地方に隣国ジャワ(マジャ 心とする別の華僑勢力もあった。永楽帝の招撫に応じてそれ 二八)より正統五年(一四四〇)に至る『歴代宝案』の十 へ朝貢したほか、その船は日本方面へも来航した(〔四三−○ 十五世紀前半に旧港にあった中国人の集団については 陳祖義らは海賊として討伐され、 海上貿易においても、ジャワ北岸諸港が栄え、一方マ 梁道明の後を受けたと 弱

また西川如見『増補華夷通商考』巻二に「財附(ツアイフウ)考に「毎舶舶主為政、…亜此則財副一人、爰司掌記」とあり、財賦(貿易船の乗員の職掌名として『東西洋考』巻九、舟師財賦)